

議案第97号

港区児童相談所の設置に関する条例について

児童福祉法第12条第1項の規定に基づき、児童相談所を設置するため、条例を制定します。

1 児童相談所の設置

- (1) 名称 港区児童相談所
- (2) 位置 港区南青山五丁目7番11号
- (3) 所管区域 港区の区域

2 児童相談所の法的位置付け

児童福祉法第59条の4第1項の規定に基づき、児童福祉法施行令第45条の2に港区が児童相談所設置市として定められました。区は、同法第12条第1項の規定に基づき、児童相談所を設置します。

児童相談所は、地方自治法第156条第1項の規定に基づく行政機関であるため、「位置」、「名称」及び「所管区域」を条例で定める必要があります。

3 スケジュール

- 令和2年12月 条例公布
- 令和3年4月1日 条例施行・港区児童相談所開設